

茨城工業高等専門学校茨友会館カウンセリングルーム使用細則

〔令和4年2月15日〕
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校茨友会館管理運営規則第5条の規定に基づき、茨友会館カウンセリングルームの使用については、この細則の定めるところによる。

(目的)

第2条 カウンセリングルームは、本校学生が健やかに学生生活を送れるよう支援することを目的とする。

(管理運営)

第3条 カウンセリングルームの管理運営は、校長の命を受けて学生健康センター長がこれを行う。

(使用者の範囲等)

第4条 カウンセリングルームを使用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校の学生及び教職員
- (2) その他校長が認めた者

(使用手続等)

第5条 カウンセリングルームの使用を希望する者は、所定の様式を記入し、学生健康センター長の許可を受けなければならない。

(使用日時)

第6条 カウンセリングルームを使用することができる日及び時間は校長が認めた日時とする。

(遵守事項)

第7条 カウンセリングルームの使用に際しては、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (2) 許可された期日及び使用時間を厳守すること。
- (3) 秩序を乱し、他人に迷惑をかけるような行為はしないこと。
- (4) 使用後は、十分に整理・整頓・清掃を行うこと。
- (5) その他使用に際しては、学生健康センター長の指示に従うこと。

(事務)

第8条 カウンセリングルームの使用に関する事務は、学生課学生支援・寮務係で処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。